

VIII その他

1. 徴税费等の状況

(単位:千円、%)

区 分	平成29年度			平成30年度			平成31年度				
	金 額	構成比	前年 度比	金 額	構成比	前年 度比	金 額	構成比	前年 度比		
市 税 (A)	4,823,816	78.51	103.18	4,850,824	78.06	103.76	4,758,447	78.08	98.70		
個 人 道 民 税 (B)	1,320,322	21.49	104.19	1,363,536	21.94	107.60	1,335,725	21.92	100.57		
合 計 (C)	6,144,138	100.00	103.40	6,214,360	100.00	104.58	6,094,172	100.00	99.10		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	60,691	42.36	101.91	61,738	43.84	103.67	59,164	39.49	98.12
		諸 手 当	35,469	24.76	101.40	35,516	25.22	101.53	34,146	22.79	89.32
		そ の 他	20,495	14.31	103.94	21,202	15.06	107.52	19,711	13.15	101.98
		小 計	116,655	81.43	102.11	118,456	84.12	103.68	113,021	75.43	95.90
	需 用 費	旅 費	1,036	0.72	142.50	897	0.64	123.38	839	0.56	97.22
		賃 金	4,331	3.02	101.26	4,389	3.12	102.62	4,325	2.89	101.43
		そ の 他	21,163	14.77	122.12	16,902	12.00	97.54	31,478	21.01	99.65
		小 計	26,530	18.52	118.79	22,188	15.76	99.35	36,642	24.45	99.80
	そ の 他	報奨金及びこれ に類する経費	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-
		そ の 他	78	0.05	780.00	172	0.12	1720.00	175	0.12	406.98
		小 計	78	0.05	780.00	172	0.12	1720.00	175	0.12	406.98
	合 計 (D)		143,263	100.00	104.88	140,816	100.00	103.09	149,838	100.00	96.91
	道 民 税 徴 収 取 扱 費	納税通知及び納税義務 者数を基準とした金額	55,248	99.99	99.78	54,810	100.00	98.99	54,510	100.00	98.53
報奨金の額に相当する金 額		4	0.01	66.67	2	0.00	33.33	1	0.00	100.00	
合 計 (E)		55,252	100.00	99.77	54,812	100.00	98.98	54,511	100.00	98.53	
道民税徴収取扱費を除く徴税费 (D)-(E)=(F)		88,011		108.37	86,004		105.90	95,327		96.01	
税 収 入 に 対 す る 徴 収 費 の 割 合	市税及び個人道 民税に対する割 合 (D)/(C)	2.33			2.27			2.46			
	市税に対する割 合 (F)/(A)	1.82			1.77			2.00			
徴 税 吏 員 数		21			21			21			

※各年市町村税課税状況等の調より

2. 市税現行税率等一覧 - 1 -

区分	課税客体・納税義務者等	賦課期日	税 率	申告期限	納 期 限
市 民 税	個人	1 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 2 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)	均等割 3,500円 所得割 6%	市民税の申告 3月16日 給与支払報告書 1月31日	<普通徴収> 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 11月2日 第4期 12月25日 <特別徴収> 徴収月 6月～翌年5月 納期限 徴収月の翌月10日
	法人	1 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) 2 市内に宿泊所、クラブ、寮、その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所・事業所を有しないもの(均等割)	<均等割> ① 資本金の金額が1,000万円以下である法人で市内に有する事務所、事業所又は寮などの従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 60,000円 ② 資本金の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 144,000円 ③ 資本金の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下のもの 年額 156,000円 ④ 資本金の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 180,000円 ⑤ 資本金の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下のもの 年額 192,000円 ⑥ 資本金の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 480,000円 ⑦ 資本金の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下のもの 年額 492,000円 ⑧ 資本金の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 2,100,000円 ⑨ 資本金の金額が50億円を超える法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 3,600,000円 <法人税割> 8.4%	事業年度終了後 2ヶ月以内 均等割のみは 5月1日	申告期限と同じ 事業年度終了後2ヶ月以内 均等割のみは 5月1日
市 民 税	固定資産税	(課税客体) 固定資産・・・土地・家屋・償却資産 (納税義務者) 固定資産の所有者	1.4% (免税点)土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	償却資産の申告 1月31日	第1期 6月1日 第2期 7月31日 第3期 9月30日 第4期 11月30日
	軽自動車税種別割	(課税客体) 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車 (納税義務者) 軽自動車等の所有者又は使用者	4月1日 1) 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 2) 軽自動車 2輪のもの(側車付含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上 のもの 乗用のもので営業用 6,900円 " 自家用10,800円 貨物用のもので営業用 3,800円 " 自家用 5,000円 3) 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他のもの 5,900円 4) 二輪の小型自動車 6,000円	(取得申告) 所有者等となった日から15日以内 (廃車申告) 所有者等でなくなった日から30日以内	全期分 6月1日

2. 市税現行税率等一覧 -2-

区分	課税客体・納税義務者	賦課期日	税率	申告期限	納期限
環境 自 動 車 割 税	(課税客体) 売買などで軽自動車を取得した取得者	取得時	1%、2% (免税点) 取得価格の50万円		
た ば こ 税	(課税客体) たばこ販売 (納税義務者) たばこ製造者又は卸売販売業者		R2.4.1現在 5,692円/1,000本	毎月販売分につき 翌月末日まで	申告期限と同じ 毎月販売分につき 翌月末日まで
特別 土地 保有 税	(課税客体) 土地 (納税義務者) 土地の所有者又は取得者		保有・・・土地取得価格の 1.4% 取得・・・土地取得価格の 3.0% (免税点) 5,000㎡		※平成15年度より当分の 間、課税停止
入 湯 税	(納税義務者) 鉱泉温泉の入浴客 ただし次に掲げる者は課税免除 (1)年齢12歳未満のもの (2)共同浴場又は一般公衆浴場に入湯 する者 (3)療養のため引続き7日以上滞在して入湯 する者 (4)修学旅行の生徒及び引率の教員 (5)日帰りで入湯する者 (徴収の方法) 旅館等の経営者による特別徴収		1人1日 150円	翌月15日まで	申告期限と同じ 翌月15日まで
都 市 計 画 税	(課税客体) 都市計画区域内(用途地域内)に存在する 土地・家屋 (納税義務者) 都市計画区域内(用途地域内)に存在する 土地・家屋の所有者	1月1日	0.3% (免税点) 固定資産税が免税となるもの		固定資産税と同じ
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	(交付金算定客体) 国、地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等 (交付義務者) 国、地方公共団体	前年の3月31日	交付金算定標準額の 1.4%		交付期限 6月30日